

第3次多治見市子どもの権利に関する推進計画後期計画(案)

- (1)事務事業名欄の【丸数字】は対応する具体的取組みを示します。
 (2)担当部署欄の()は、取組みの関係課を表します。
 (3)取組み時期の示していない事業は毎年度取り組むものです。
 (4)(※)は冊子作成時に脚注を付す語句です。

施策の方向Ⅰ 子どもの生命を守り、安全安心に暮らすための体制の充実

<子どもの権利擁護委員(※)・相談室機能の充実>

推進施策1 子どもの権利擁護委員制度における相談・救済機能の充実

安心かつ信頼して相談できるように、子どもの権利擁護委員制度や子どもの権利相談室相談事業の充実を図ります。また、子どもの権利擁護委員制度や子どもの権利相談室についての社会的認識を高めるよう広報・啓発に努めます。

〔具体的取組み〕

- ①子どもの権利擁護委員制度の機能強化を図り、安心して相談できる体制を整えます。
 ②子どもの権利相談室での相談活動を充実させ、市民に広報します。

No.	事務事業名	目標・目標値	担当部署
1	子どもの権利擁護委員制度の充実【①】	擁護委員活動の継続	くらし人権課
2	子どもの権利相談室相談事業【①】	子どもの最善の利益を考慮した相談対応を継続 子ども施設 2 箇所出張相談(各1回/月)	くらし人権課
3	子どもの権利擁護委員制度 広報【②】	学校、園への訪問(1回/年) 年次報告書の配布と報告会の開催(1回/年)	くらし人権課
4	子どもの権利相談室 広報【②】	カード、リーフレットの改定 カード、リーフレットの配布・活用促進 FM等メディアをととした広報(1回/年以上)	くらし人権課

<子どもへの支援>

推進施策2 関係機関の相談体制と広報の充実

虐待や体罰、いじめなど子どもの命に関する事案の早期発見・早期対応や子どもの権利侵害防止に向けて、子どもが安心して気軽に相談できる体制や環境の整備を進めます。

〔具体的取組み〕

- ③生徒指導主事、教育相談主任、さわらび学級、スクールソーシャルワーカー(SSW)(※)や家庭児童相談員(※)などの連携による相談救済体制の充実を図り、子どもの最善の利益を考慮した対応に努めます。
 ④子どもに直接配布する各種相談カードの配布時期・方法やメディアなどの子ども向け広報を工夫するとともに、市の体制をカバーする市以外の相談機関の広報も積極的に行います。

No.	事務事業名	目標・目標値	担当部署
5	校内相談体制の強化【③】	学校職員による連携強化	教育相談室
6	さわらび学級相談事業【③】	さわらび懇談会実施(1回/年以上) その他相談事業の充実	教育相談室
7	スクールソーシャルワーカー(SSW)による相談活動【③】	SSWの有効活用と活動推進	教育相談室
8	スクールカウンセラー(SC)・スクール相談員設置【③】	スクールカウンセラー・スクール相談員との連携強化と専門的相談の充実	教育相談室
9	家庭児童相談【③】	子どもの最善の利益を考慮した相談・救済対応を継続、関係機関との連携強化	子ども支援課
10	教育相談【③】	子どもの最善の利益を考慮した相談・救済対応を継続	教育相談室
11	子育て相談会【③】	子育て相談会実施(4回/年)	子ども支援課
12	子どもへの相談機関情報の提供【④】	全児童生徒への相談機関情報を掲載した、いじめ防止メッセージカードなど配布	教育相談室

＜地域における支援体制の整備＞

推進施策3 地域における支援体制の整備

年齢とともに変化していく子どもに関する問題に対して、地域における切れ目のない支援を提供することにより、子どもの命を守り、保護者や子どもの支援ができるように、各関係機関の連携を図ります。

〔具体的取組み〕

- ⑤地域における切れ目のない支援体制の整備に向け、関係機関相互の連携を図ります。
- ⑥要保護児童対策地域協議会(※)を活用し、子どもの権利侵害の早期発見・早期対応や権利侵害の防止を図ります。
- ⑦自殺対策計画の推進により、各機関が連携した子どもの命を守る体制を整備します。

No.	事務事業名	目標・目標値	担当部署
13	地域による保健師・民生児童委員(※)・幼稚園・保育所の連携【⑤】	情報交流(1回/年以上)	保健センター 高齢福祉課 子ども支援課
14	「早寝、早起き、朝ごはん」運動の推進【⑤】	生活習慣アンケートの実施(1回/年) 児童生徒に向けた情報発信(1回/月)	子ども支援課 教育総務課
15	要保護児童対策地域協議会【⑥】	代表者会議(1回/年以上) 個別ケース検討会議(必要時)	子ども支援課
16	「多治見市いのち支える自殺対策計画」の推進【⑦】	自殺対策推進本部会議開催(1回/年) 地域ネットワーク会議開催(1回/年)	保健センター

＜子どもへの支援＞

推進施策 4 いじめの早期発見・早期対応のための環境整備

いじめの早期発見・早期対応のため、子どもに対する調査や対応マニュアルの見直しを定期的実施します。また、いじめ防止基本方針が機能しているか点検し、必要に応じて見直します。

〔具体的取組み〕

⑧子どもに対する定期的な調査を実施します。

⑨いじめ防止基本方針が機能しているか点検し、必要に応じて見直します。

No.	事務事業名	目標・目標値	担当部署
17	いじめ調査の実施【⑧】	いじめ調査実施(4回/年)	教育相談室
18	いじめ防止基本方針の検証・見直し【⑨】	いじめ防止基本方針検証と見直し(1回/年)	教育相談室 (くらし人権課)

＜子どもの貧困対策の推進＞

推進施策 5 子どもの貧困状況の把握と施策の推進

子どもの貧困の状況を把握するための調査を実施し、多治見市の状況に合わせた施策を推進します。

〔具体的取組み〕

⑩子どもの貧困の状況を把握するための調査を実施します。

⑪多治見市の状況に合わせて、子ども食堂や学習支援などの施策を推進します。

No.	事務事業名	目標・目標値	担当部署
19	子どもの貧困の状況を把握【⑩】	【令和4年度】実態調査の実施	子ども支援課
20	地域や企業等の連携による子ども食堂の運営支援【⑪】	子ども食堂運営団体への補助等支援策の実施	子ども支援課
21	学習環境に問題を抱えている世帯向けの学習支援事業【⑪】	学習支援事業の実施	子ども支援課

施策の方向Ⅱ 子どもの居場所づくりと意見表明・参加の促進

＜子どもへの支援＞

推進施策 6 居場所づくりの推進

学校等子ども施設や地域が子どもにとって安心して過ごせる居場所となるよう、子どもの居場所づくりをさらに進めます。

〔具体的取組み〕

- ⑫児童館・児童センターや公民館等生涯学習施設において、子どもの居場所づくりを推進します。
- ⑬子ども情報センターの子どもの居場所・情報発信拠点としての機能を充実します。
- ⑭さわらび学級(※)やキキョウフレンド(※)を充実し、不登校の子どもの居場所づくりを進めます。
- ⑮キキョウスタッフ(※)を充実し、障がいのある子どもの居場所づくりを進めます。
- ⑯たじみ子育てパートナーウィズ・チル(※)の活動を推進します。
- ⑰青少年まちづくり市民会議(※)による青少年健全育成活動を推進し、子どもの居場所を充実します。
- ⑱「多治見市望まないタバコの被害から市民を守る条例」に基づき、居場所における子どもの受動喫煙防止対策を進めます。
- ⑲星ヶ台運動公園整備計画に基づき、子どもの居場所づくりを進めます。

No.	事務事業名	目標・目標値	担当部署
22	中高生事業【⑫】	中高生の居場所の拡充(各児童館・児童センター)	子ども支援課
23	子どもの居場所づくり事業(生涯学習施設)【⑫】	学習館における交流の場の提供・充実 公民館における和室・ホールの開放 子ども対象講座の開催、気軽に立ち寄れるロビーづくり	文化スポーツ課
24	子どもの居場所づくり事業(子ども情報センター)【⑬】	子どもが参加できる事業の実施	文化スポーツ課
25	さわらび学級環境整備【⑭】	ソフト、ハード両面からの環境整備	教育相談室
26	キキョウスタッフ配置【⑮】	キキョウスタッフの配置 キキョウスタッフ研修(5回/年)	教育相談室
27	ウィズ・チル事業【⑯】	【令和6年度】ウィズ・チル登録者数 400人(令和2年度9月末 362人)	くらし人権課
28	青少年まちづくり市民会議【⑰】	全13小学校区で市民会議開催	教育推進課
29	子どもの受動喫煙防止の推進【⑱】	【令和4年度】乳幼児期：母親の喫煙率 1.1% 【令和4年度】乳幼児期：家族が子どもの近くでたばこを吸う割合 2.3% 【令和4年度】学童期：たばこが体に与える害を知っている子どもの割合 100%	保健センター
30	星ヶ台運動公園の整備【⑲】	【令和4～6年度】整備計画に基づく施工	文化スポーツ課

＜子どもへの支援＞

推進施策 7 たじみ子ども会議(※)の活性化など市政への子どもの意見表明・参加の促進

たじみ子ども会議をまちづくり、市政などへの子どもの意見表明・参加の場として活性化します。また、市の総合計画を策定したり、子どもに関する施設を建設したりする際は、子どもの意見表明・参加の場を広く設け、子どもたちの意見を聞く機会を設けます。

〔具体的取組み〕

- ⑳まちづくり、市政などへの子どもの意見表明・参加の場として、たじみ子ども会議を活性化します。
- ㉑市の事業実施にあたり、子どもの意見聴取・参加に努めます。
- ㉒多治見市の環境改善に参画できるよう、環境学習を進めます。
- ㉓社会科副読本やオープンファクトリーの整備などにより、地場産業や起業を学ぶ機会を提供し、子どもの社会参加につながる取組みを進めます。

No.	事務事業名	目標・目標値	担当部署
31	たじみ子ども会議【㉑】	【令和6年度】子どもによる会議の認知度 50%(令和元年度27.2%) 活動支援費用の予算化	くらし人権課
32	第8次総合計画策定【㉑】	【令和5年度】子どもの意見聴取	企画防災課
33	第4次子どもの権利に関する推進計画策定【㉑】	【令和5年度】子どもの意見聴取(アンケート調査実施)	くらし人権課
34	子どもの権利委員会運営【㉑】	委員会への大学生参画(委員として委嘱)	くらし人権課
35	笠原小中一貫教育校(義務教育学校)の整備【㉑】	【令和3年度】子どもの意見聴取	教育総務課 教育推進課
36	環境学習事業【㉒】	市内外のフィールドを利用した一連の環境学習実施(各年代に合わせた3コース) 環境フェアでの環境活動発表会実施(1回/年)	環境課
37	小学校社会科副読本「わたしたちの多治見市」【㉓】	改訂作業実施	教育研究所
38	たじみビジネスプランコンテスト高校生部門(TAJICONハイスクール)の実施【㉓】	出場チーム・出場高校拡大 応募プランの創造性や多様性等を図るため高校の授業からのアプローチ	産業観光課
39	多治見市少年少女発明クラブの運営支援【㉓】	発明クラブ会員の増加 チャレンジ創造コンテストへの出場	産業観光課
40	オープンファクトリー整備事業【㉓】	子どもたちに陶磁器産業の魅力を知ってもらうことによる地元での就業者増加	産業観光課

＜子どもへの支援＞

推進施策 8 学校などにおける子どもの意見表明・参加の促進

学校などにおける子どもの意見表明・参加をさらに促進します。また、意見表明・参加が進むよう教職員や学校を支援します。

〔具体的取組み〕

⑭子どもの声を授業づくりや学校行事に反映させる方策を検討します。

⑮中学校連合生徒会を、学校を含む地域づくりのための子どもの意見表明・参加の場として支援します。

No.	事務事業名	目標・目標値	担当部署
41	子どもの声の反映(授業づくり・学校行事)【⑭】	子どもの意見聴取	教育研究所
42	中学校連合生徒会【⑮】	中学校連合生徒会開催(2回/年)	教育研究所

＜子どもへの支援＞

推進施策 9 子ども施設などにおける子どもの意見表明・参加の促進

子ども施設の運営や事業などへ、子どもが意見表明をしたり、主体的に参加したりできるよう、情報や場の提供など環境整備に努めます。

〔具体的取組み〕

⑯子ども情報センターにおいて、子どもの意見を施設運営などに活かし、子どもに関わる情報の収集と発信に努めます。

⑰児童館・児童センターにおいて、子どもの意見を施設運営などに活かすよう努めます。

⑱生涯学習施設において、文化芸術活動など子どもの自主的活動を支援するために、場所の提供などを行います。

No.	事務事業名	目標・目標値	担当部署
43	子どもの意見の子ども情報センター運営への反映【⑯】	子どもの意見聴取(1回/年)	文化スポーツ課
44	子ども情報センター情報収集・発信事業【⑯】	子ども夢ネット発行(3回/年)	文化スポーツ課
45	子どもの意見の児童館・児童センター運営への反映【⑰】	子どもスタッフの育成・事業への参画継続 子どもスタッフの意見反映	子ども支援課
46	生涯学習施設管理事業【⑱】	学習スペースの無料開放 子ども向け学習講座の実施	文化スポーツ課

＜子どもへの支援＞

推進施策 10 地域における子どもの意見表明・参加の促進

地域において、子どもが意見表明をしたり、主体的に参加したりできるよう、青少年まちづくり市民会議やボランティア活動などを支援します。

〔具体的取組み〕

⑲青少年まちづくり市民会議による青少年健全育成活動を推進し、子どもの意見表明・参加の場を充実します。

③⑩地域ボランティアや子ども会等の活動を支援します。

No.	事務事業名	目標・目標値	担当部署
47	青少年まちづくり市民大会・わたしの主張大会【②⑨】	青少年まちづくり市民大会開催 (1回/年) 主張大会開催(各小学校区1回/ 年・全市合同1回/年)	教育推進課
48	市民活動交流支援センター事業【③⑩】	通信の発行(4回/年)	くらし人権課
49	地域ボランティア活動支援【③⑩】	地域でのボランティア活動機会 創出・拡充 教育長賞詞制度による児童生徒 の意欲の向上	教育推進課 (教育研究所)
50	子ども会事業【③⑩】	ジュニアリーダーの育成 子ども会活動支援継続	教育推進課

施策の方向Ⅲ 子どもの権利に関する意識の育成・向上

＜子ども・おとなへの支援＞

推進施策 11 命と人権を尊重する教育の推進

子ども、おとなにかかわらず誰もが命の大切さを学び、人権を尊重できるような学習の機会を提供します。学校などにおいては、子どもの権利学習を進めるとともに、子どもや職員への障がいや多様な性のあり方に関する情報を提供します。

〔具体的取組み〕

- ③①学校の教育計画に位置づけ、子どもの権利に関する授業を実施します。教育活動全体を通して、子どもの権利についての学習を進めます。
- ③②幼稚園・保育所・認定こども園に通う子どもが、子どもの権利に触れる機会をつくります。
- ③③たじみ子ども会議☆子どもスタッフ会議(※)において、子どもの権利学習を支援します。
- ③④小中学校などの児童生徒や学校職員、放課後児童クラブ(※)等の子ども施設職員へ、障がいや多様な性のあり方に関する情報を提供します。
- ③⑤子どもの権利セミナーを充実させ、子どもからおとなまで幅広い年齢や立場の人に向けて、子どもの権利を学習する機会を提供します。

No.	事務事業名	目標・目標値	担当部署
51	子どもの権利授業【③①】	全小中学校において人権に関する授業実施	教育研究所
52	子どもの権利を学ぶ場の提供(幼稚園・保育所)【③②】	全市立幼稚園・保育所にて学習支援 私立幼稚園・保育所への働きかけ	子ども支援課
53	子どもの権利学習支援(たじみ子ども会議☆子どもスタッフ会議)【③③】	学習の場の提供(1回/年)	くらし人権課
54	子どもの障がいや多様な性のあり方への理解を促すための学習【③④】	学習機会の確保	教育研究所
55	「命や性を大切にする授業」の推進【③④】	全小中学校において「命や性を大切にする授業」実施	教育研究所
56	福祉教育読本改訂事業【③④】	【令和3年度】小学校用・中学校用読本改訂	福祉課
57	子どもの障がいや多様な性のあり方に関する情報提供【③④】	学校への情報提供	教育推進課 (教育研究所)
58	子どもの権利セミナー【③⑤】	子どもの権利セミナー開催(1回/年以上)	くらし人権課

＜指導方法等の研究＞

推進施策 12 子どもの権利学習の研究・教材開発

子どもの権利についての学習教材や指導方法を工夫・改善し、子どもの権利についての理解を一層促せるよう努めます。また、子どもの障がいや多様な性のあり方などについても、理解を深められる方法を研究します。

〔具体的取組み〕

- ③⑥子どもの権利に関する学習の資料及び指導方法を、実践しながら工夫改善します。
- ③⑦子どもの障がいや多様な性のあり方などについて、子どもにもおとなにも理解を促す方法

を研究します。

No.	事務事業名	目標・目標値	担当部署
59	子どもの権利指導資料・指導方法の研究【③⑥】	指導方法研究	教育研究所 (くらし人権課)
60	子どもの障がいや多様な性のあり方への理解を促す方法の研究【③⑦】	【令和5年度】教育基本計画見直し時に理解を深めるための機会や方法について調査・研究	教育研究所 (くらし人権課)

くおとなへの支援

推進施策 13 子ども施設職員に対する研修・研究などの支援

子どもの権利や子どもの意見表明・参加の意義についての理解をさらに深め、学校等の子ども施設が子どもにとって安心して過ごせる居場所となるよう、子ども施設職員、行政職員などへの研修機会や情報を提供し、教職員への子どもの権利授業に関わる支援を推進します。また、子どもの権利侵害の早期発見・早期対応のために、子どものSOSを適切に受け止め、関係機関と連携が取れるように、子ども施設職員への研修を継続します。

〔具体的取組み〕

- ③⑧小中学校、幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブほか子ども施設職員を対象に、子どもの権利に関する研修を実施します。
- ③⑨子ども施設の職員を対象に、子どもの権利に関する情報等を提供します。
- ④⑩子どもの権利授業実践についての情報収集・提供や交流を進めます。
- ④⑪行政職員を対象に子どもの権利に関する研修を実施します。
- ④⑫たじみ子どもの権利の日(※)事業を充実します。

No.	事務事業名	目標・目標値	担当部署
61	子どもの権利セミナー(人権教育主任研修会)【③⑧】	人権教育主任研修会実施	教育研究所 (くらし人権課)
62	職員研修(幼稚園・保育所)【③⑧】	職員研修実施(1回/年以上)	子ども支援課 (くらし人権課)
63	職員研修(児童館・児童センター・療育施設(※))【③⑧】	職員研修実施(1回/年以上)	子ども支援課 (くらし人権課)
64	職員研修(小中学校・放課後児童クラブ)【③⑧】	校内研修会実施 支援員研修実施	教育推進課 (くらし人権課)
65	新規採用教員研修【③⑧】	職員研修実施(1回/年)	教育研究所 (くらし人権課)
66	職員研修(キキョウスタッフ・ほほえみ相談員・キキョウフレンド)【③⑧】	職員研修実施(1回/年)	教育相談室 (くらし人権課)
67	子どもの権利条例リーフレットの作成・配布【③⑨】	【令和3年度】リーフレット内容見直し リーフレット配布・活用促進	くらし人権課
68	子どもの権利の情報提供(生涯学習施設)【③⑨】	施設への情報提供(1回/年以上)	文化スポーツ課
69	子どもの権利授業実践についての情報収集・提供【④⑩】	情報収集及び情報提供	教育研究所
70	新入職員研修【④⑪】	職員研修実施(1回/年)	人事課 (くらし人権課)

No.	事務事業名	目標・目標値	担当部署
71	行政職員研修【41】	職員研修実施(1回/年)	くらし人権課
72	たじみ子どもの権利の日事業【42】	たじみ子どもの権利の日広報	くらし人権課
73	たじみ子どもの権利の日事業(児童館・児童センター)【42】	たじみ子どもの権利の日協賛事業実施	子ども支援課
74	たじみ子どもの権利の日事業(子ども情報センター・公民館)【42】	たじみ子どもの権利の日協賛事業実施	文化スポーツ課

＜おとなへの支援＞

推進施策 14 保護者に対する普及啓発などの支援

学校や園を通じた情報提供に加え、子ども支援事業や母子保健事業などを通じて、子どもの権利や子どもの意見表明・参加の意義について、理解をさらに深めます。家庭が子どもにとって安心して過ごせる居場所となるよう、保護者を対象に子どもの権利についての学習機会や情報を提供します。また、乳幼児の権利を尊重し、子どもとともに安心して学び合い、育ち合い、地域とつながることができるよう、乳幼児の保護者の支援を充実させます。

〔具体的取組み〕

- ④③小中学校での子どもの権利に関する授業公開を進め、学校からのおたよりなどにより、保護者に向けて子どもの権利を啓発します。
- ④④たじみ子どもの権利の日を活用し、幼稚園・保育所・認定こども園などのおたよりなどにより、保護者に向けて子どもの権利を啓発します。
- ④⑤情報紙やホームページ、各種セミナー、母子健康手帳交付や定期健診等を活用して、保護者に向けて子どもの権利を啓発します。
- ④⑥親育ち4・3・6・3たじみプラン(※)における取組みを進めます。
- ④⑦母子保健推進員(※)、子育て支援団体など市民団体と連携協力し、子どもが健やかに育つよう、保護者への支援体制の充実を図ります。
- ④⑧子育て支援センター事業など子育て支援事業を充実し、保護者が子育てへの不安を軽減できるよう支援します。

No.	事務事業名	目標・目標値	担当部署
75	子どもの権利の普及(小中学校・放課後児童クラブ)【43】	学校報・保護者会等による啓発	教育推進課 (教育研究所)
76	子どもの権利の普及(幼稚園・保育所)【44】	保護者向け通信・家庭教育学級・懇談会による啓発	子ども支援課
77	子どもの権利の普及(情報紙・ホームページによる子育て情報提供)【45】	情報紙・ホームページによる啓発(1回/年)	子ども支援課
78	子どもの権利学習講座(生涯学習施設)【45】	子どもの権利学習講座の実施(1回/年)	文化スポーツ課 (くらし人権課)
79	P T A活動研修支援【45】	子どもの権利視点を取り入れた研修会開催	教育推進課
80	子どもの権利の普及(乳幼児保護者向け)【45】	母子健康手帳交付時に「子どもの権利読本」配付 ママパパ読本に子どもの権利に関する記事掲載 子育て支援情報掲載充実	保健センター

No.	事務事業名	目標・目標値	担当部署
81	親育ち4・3・6・3たじみプランの推進【(46)】	関係課と連携したプラン推進	教育推進課
82	家庭の日(※)の広報普及【(46)】	家庭の日啓発図画の展示(1回/年)	教育推進課
83	産前産後から乳幼児期の切れ目のない支援【(47)】	ハイリスク妊産婦の把握と継続支援 相談・訪問・教室の開催 産後ケア事業・産前産後サポート事業 健診未受診者追跡(未把握者ゼロ) 子育て世代包括連携会議 子育てNPO等との連携	保健センター
84	幼稚園、保育所の地域開放【(48)】	全園で親子支援の場を提供 幼稚園全園で放課後園庭開放	子ども支援課
85	地域子育て支援センター(※)事業【(48)】	子育て・子育て支援に関する講習等実施(1回/月以上) 相談事業充実	子ども支援課
86	ファミリーサポートセンター(※)【(48)】	依頼・援助会員数の増加	子ども支援課
87	情報紙・ホームページ・メールマガジンによる子育て情報提供【(48)】	ネットワークだより発行(1回/月) 子育ていろは帖発行(1回/年) メール配信(4回/月)	子ども支援課

<おとなへの支援>

推進施策 15 地域のおとなに対しての普及啓発などの支援

地域が子どもにとって安心して過ごせる居場所となるよう、地域のおとなに向けた子どもの権利についての学習機会や情報などを提供し、虐待や体罰、いじめなどが起きないための支援を充実します。また、地域のおとなが子どもの権利や子どもの意見表明・参加の意義について理解をさらに深められるよう、子どもの権利に関する自主的な学習を支援します。

〔具体的取組み〕

④⑨ 民生児童委員や青少年育成関係者など地域で子どもの見守りや育成に携わるおとなに向けて、子どもの権利に関する学習機会や情報などを提供します。

⑤⑩ 生涯学習施設における子どもの権利に関するおとなの学習を支援し、子どもにやさしいまちづくりに向けた住民の取組みを奨励します。

No.	事務事業名	目標・目標値	担当部署
88	民生児童委員研修【(49)】	研修実施	高齢福祉課 (くらし人権課)
89	青少年健全育成関係者への研修、情報提供【(49)】	研修・情報提供(10回/年) 青少年まちづくり市民大会(1回/年)	教育推進課
90	地域クラブ指導者等研修【(49)】	指導者講習会(1回/年以上)	文化スポーツ課

No.	事務事業名	目標・目標値	担当部署
91	ジュニア期のスポーツ活動におけるガイドライン普及【49】	各クラブへの普及	文化スポーツ課
92	子育て支援団体への子どもの権利に関する情報提供【50】	子どもの権利に関する情報提供	子ども支援課